

06(外務省)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
153020	個人	信州観光立国旅人支援事業、九州観光立国旅人支援事業、奥州観光立国旅人支援事業	<p>外務省設置法第4条第13号</p> <p>査証事務処理規則</p> <p>出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項</p> <p>出入国管理及び難民認定法施行規則第3条(別表第2)</p>	<p>信州観光立国(長野県)あるいは九州観光立国(九州7県)あるいは奥州観光立国(東北6県・群馬県・栃木県・新潟県)の各観光立国内を周遊する目的で訪日する外国人が「短期滞在」の在留資格を取得する場合には、当該外国人の出身国に関わらず、付与される在留期間を一律90日間にする。</p>	<p>各在留資格については、法務省令(出入国管理及び難民認定法)で定めている。</p> <p>他方、当省における在留資格に係る根拠法令はなく、査証に関することのみである。</p> <p>査証の滞在期間は、申請人の渡航日程を踏まえて、決定しているため、先進国に対して在留期間が「90日」、途上国において「15日又は30日」と付与していることはない。30日以上滞る予定があることが確認できれば、出身国に関係なく「90日」の査証を発給している。</p> <p>仮に外務省が査証緩和としてすべての国に滞在期間「90日」の査証を発給したとしても、上陸許可の在留期間は、最終的に法務省が決定することになる。</p>